

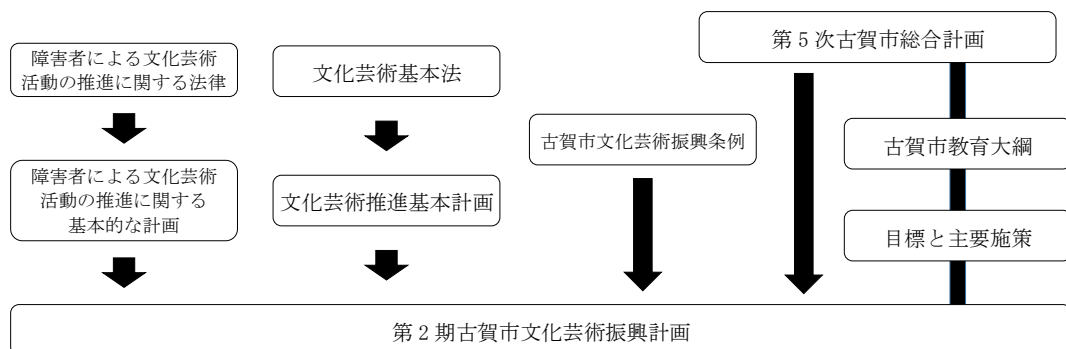
資料③

- ・ 第2期計画では、まず、第2期計画期間中における市民の豊かな心や郷土愛を育む文化芸術活動に関する望ましい姿(以下、ビジョン)あるべき行動目標を描きます。次に第2章で、それら市民の文化芸術活動を支援する行政・市と民間団体等(以下、団体)それぞれの役割(活動目標や(施策等)と文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境、それらの活動の場・環境、およびそれらの相互関係などについて、第1期計画の総括を踏まえながら総合的に計画を策定します。
- ・ その際、文化芸術をめぐる国の新たな動向に十分留意します。として、具体的には「全ての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動」とを踏まえます。また、「文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野の施策との関連性」などについて、も、十分留意します。
- ・ 加えて、第1期計画の期間中に生じた新たな社会変化(多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等)を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応した文化芸術活動の施策を展開します。

なお、第1期計画では、市民・団体・行政がそれぞれの役割に応じて基づいて施策を展開し、文化芸術のを振興に取り組んでいましたが、団体と行政の構成員も市民であること、第5次古賀市総合計画の都市イメージ「ひと育つ」から、していくこととしていました。しかし、第2期計画では、行政も団体も、「市民(ひと)」を中心とした視点という前提で文化芸術を振興計画を策定することにしました。します。

3 計画の位置付け


(1) 上位計画等と本計画との関係



(2) 計画の期間

計画期間については~~を~~10年【令和6(2024)年度～令和15(2033)年度】としますが、~~が、~~
施策に基づく事業については、第5次古賀市総合計画アクションプランに準じて、社会経済情勢の変化に対応し、実効性・弾力性・即応性を備えたものにするため、毎年度見直します。

【参考】

年度 \ 計画	第5次古賀市総合計画	第2期計画	
令和4(2022)			
令和5(2023)			
令和6(2024)			前期開始
令和7(2025)			
令和8(2026)			
令和9(2027)			
令和10(2028)			推進状況の確認
令和11(2029)			後期開始
令和12(2030)			
令和13(2031)			
令和14(2032)			
令和15(2033)		